

いしかわ暮らしの魅力体験補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、いしかわ暮らしの魅力体験補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、本県への移住促進を図るため、県外在住の移住検討者が本県での暮らしを体験する際に要する経費の一部について支援を行うものとする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「移住検討者」とは、石川県内への移住または二地域居住を検討している個人をいう。ただし、進学を目的とした移住または二地域居住の検討者は除く。
- (2)「現地活動」とは、移住検討者による石川県内での移住実現に向けた行為をいう。
- (3)「面談」とは、以下窓口で移住相談を行い、相談者情報を登録することをいう。
 - ・いしかわ移住 UI ターン相談東京センター(ILAC 東京)
東京都千代田区飯田橋 3-6-5 飯田橋駅東口ビル 1 階
 - ・いしかわ移住 UI ターン相談大阪センター(ILAC 大阪)
大阪府大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第 3 ビル 23 階 石川県大阪事務所内
※土曜日はパソナ大阪（大阪市北区梅田 1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 24 階）
 - ・UI ターンサポート石川
石川県金沢市石引 4-17-1 本多の森庁舎 1 階
 - ・ふるさと回帰支援センター石川県相談窓口
東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階
- (4)「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出がされている施設をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、石川県外に居住する移住検討者及びその同行者とする
ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

- (1)事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
 - (2)事業実施年度の4月1日において学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は同法第 124 条に規定する専修学校に在学する者
 - (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団に関与する者
 - (4)実行委員会委員長（以下、「委員長」という。）が補助対象者として不適当であると認める者
- 2 補助対象となる同行者は、移住検討者と同一世帯の者であること。また、同行者は、前条（1）及び（2）は適用しない。
- 3 本補助金を利用できる回数は、対象者 1 人につき 1 回限りとする。

(補助対象活動および対象経費)

第5条 補助対象活動は、次の各号のいずれかの現地活動のとおりとする。

(1) 石川県移住体験プログラムへの参加

(2) 石川県移住相談窓口において、交付申請日までに面談実施のうえ、以下いずれかの活動への参加

- ・ 石川県内で実施される石川県または石川県内市町主催の移住イベント
- ・ 石川県内市町等の移住相談窓口での面談
- ・ 移住体験施設を利用した暮らし体験
- ・ 移住先住居となる物件の下見
- ・ その他、委員長が必要と認める活動

2 補助対象経費は、別表 1 に掲げるとおりとし、原則、訪問先、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金等の交付を受けていないことを要件とする。

(補助金額)

第 6 条 補助金額は、補助対象経費の実費額とする。ただし、補助上限額は、1 世帯あたり 5 万円かつ、各経費に係る補助上限額は別表 2 に掲げるとおりとする。

2 前条に係る補助金額は、予算の範囲内において決定するものとする。

(補助対象期間)

第 7 条 補助対象期間は、委員長が別に定める期間を除き、滞在終了日が事業実施年度の 3 月末日までとなる期間とする。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、滞在開始前（2 週間前目処）に交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び同行者の居住地および年齢を証する書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）

ただし、個人番号（マイナンバー）が記載されている書類を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）にマスキングを施してから提出すること。

2 委員長は、交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、予め変更（中止）承認申請書（様式第 2 号）に前条第 1 項に定める添付書類を添えて、委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費を変更しようとするとき。ただし、20%以内の増減を除く。

(2) 現地活動の内容を変更するとき。ただし、補助目的および補助金額に関係がない現地活動の細部の変更である場合を除く。

(3) 現地活動の全部もしくは一部を中止しようとするとき。

2 委員長は、変更（中止）承認申請書の内容が適正であると認めたときは、申請者に対し、変更交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、現地活動が終了後したときは、その日から起算して 30 日を経過する日または事業実施年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 3 号）に次の各号の書類を添え、委員長に提出しなければならない。

(1) 補助対象となる経費の支出を証する書類（領収書、使用済み乗車券等）

(2) 現地活動確認票（様式第4号）

ただし、訪問先での対応者不在等の理由により現地活動確認票の提出が難しい場合は、代わりに、現地活動の様子が確認できる写真を提出するものとする。

(3) 請求書（様式第5号）

2 委員長は、実績報告書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に対し、額の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条第2項の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとし、実行委員会は、前条第2項の規定による通知後15日以内に補助金を支払うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添

1 補助対象経費（別表 1）

対象経費	手段	補助対象経費
交通費	公共交通機関 （飛行機、鉄道（JR、私鉄等）、バス、フェリーのいずれか。タクシーは除く。）	実質負担額
	自家用車	高速道路利用料実費 ガソリン代相当額
	レンタカー （ただし、県内移動に限る）	高速道路利用料実費 レンタカー賃借料実費 ガソリン代実費額
宿泊費	石川県内の宿泊施設 （旅館、ホテル、簡易宿所など。ただし、食事代やルームサービスに要した経費は原則、対象外）	

※交通費は、国内移動に要する経費のみを補助対象とする

※ガソリン代相当額は、距離計算（Google マップ等の推奨ルート）を行い、1 kmあたり 28 円で算出

2 補助上限額（別表 2）

対象経費	補助上限額		居住地
	大人 （中学生以上）	子ども （小学生以下）	
交通費	2,000 円	1,000 円	富山県
	3,000 円	1,500 円	福井県
	7,000 円	3,500 円	岐阜県、滋賀県、京都府
	8,000 円	4,000 円	愛知県、長野県、奈良県
	9,000 円	4,500 円	大阪府、兵庫県
	10,000 円	5,000 円	三重県
	11,000 円	5,500 円	群馬県、新潟県、和歌山県
	13,000 円	6,500 円	埼玉県、山梨県、静岡県
	14,000 円	7,000 円	上記以外の都道県
宿泊費	5,000 円	2,500 円	全国共通（1 泊限り）

※のと里山空港発着の飛行機を利用する場合は、5,000 円（子どもは 2,500 円）を加算した額を補助上限額とする。